

## 石西礁湖自然再生協議会における部会の設置について

### 1. 部会について

石西礁湖自然再生協議会では、現在までに部会は設置されていないが、協議会規約においては、以下のように定められている。

#### 【石西礁湖自然再生協議会規約 第 12 条】

(部会)

- 第 12 条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第 11 条に規定する協議会の会議に報告する。
- 2 協議会委員及びオブザーバーは部会に所属することができる。
  - 3 部会に部会長及び部会長代理を各 1 名置き、部会構成委員の互選により選出する。
  - 4 部会長代理は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
  - 5 部会は部会長の召集により開催される。
  - 6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

### 2. 部会の設置について

平成 19 年 2 月 18 日に開催された全体構想作成作業グループにおいて、竹富町より、利用に関する部会の設置を求める発言があった。

現在、協議会では全体構想の作成が進められているが、全体構想完成後は、各実施者が「自然再生事業実施計画」を作成し、具体的な取り組みを進めていくことになるが、その際には専門的かつ横断的な協議を行う、部会の設置が必要となってくる。なお、部会の設置に当たっては、規約では定められていない以下の事項等について、協議会で協議決定し、各部会のメンバーを募集することが必要。

- 1) 設置する部会の種類
- 2) 各部会での検討事項
- 3) 各部会の事務局及び所掌
- 4) その他